委員ご指摘の懸念と課題

第６回あり方検討会

参考資料２

**＜監察医事務所の意義について＞**

・監察医制度は亡くなられた方の死因を明らかにすることによって社会の安全を守るために必要な制度である。監察医制度は犯罪見落としを防ぐ手段のひとつとして重要である。（第３回　辻委員）

・検視で事件性が否定されても、監察医は法医であり、解剖までできるので事件の見逃しがない。さらに、死因を明確にするためには、遺族の承諾を得る必要がない監察医制度を残すべきである。（第３回　松本委員）

・監察医制度により年間4,000例以上の検案をしている実績がある。この検案による死因の確定がなければ、人は人生を終えることができない。監察医制度が支えていることで府民が守られている。（第３回　宮川委員）

**＜監察医事務所の施設について＞**

・監察医事務所は施設の老朽化や設備が不十分などの問題がある。東京都監察医務院が理想であるが、それを求めることは財政上無理があろう、まずは現状の改善、拡充が必要。（第２回　松本委員・宮川委員）

**＜警察医について＞**

・警察医の役割は留置人や警察職員の健康管理であり、検案については無理を承知でお願いしている。（第２回　辻委員）

・警察医は、高齢化が進み後任を探すのに苦労している。（第２回　宮川委員・森脇）

・監察医が実施する大阪市内の検案と警察医等が中心となって実施している市外の検案では大きな差がある。（第１回　松本委員・第３回　辻委員）

**＜検案について＞**

・大阪警察医会より市内警察医では、監察医と同等の検案はできない事をはっきり伝えて欲しいと言われている。次回大阪警察医会より参考人を招致すべきである。（第３回　宮川委員）

・内科医が簡単に外科医になれないように、簡単に監察医が養成できるものではない。（第３回　宮川委員）

・孤独死や医療受療のない方の死亡が今後増えることが予想され、死因を確定することへの対応ができなくなる。（第１回　宮川委員）